

生食輸発0703第1号
平成29年7月3日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パラグアイ産ごまの種子及びその加工品)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年6月21日付け生食輸発0621第1号）により通知したところです。

今般、パラグアイ政府においてごまの種子の残留農薬に係る対策が図られ、検査命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、登録輸出業者から輸出されたごまの種子については、通常の監視体制に戻すこととし、同通知の別添1のパラグアイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者から輸出されたごまの種子を除く。	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。

に改め、別添1を別紙1、別添2の2を別紙2のとおりとし、パラグアイ産ごまの種子の検査命令免除業者を別紙3のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしくお願いします。